

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-26

カント哲学と平和の探究：日本における永遠平和論の研究とその課題

牧野, 英二 / MAKINO, Eiji

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

74

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

20

(発行年 / Year)

2017-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013645>

カント哲学と平和の探究

— 日本における永遠平和論の研究とその課題 —

牧野 英二

はじめに

近代ドイツの哲学者・カントが永遠平和の理念を唱えて200年以上経過した今日、グローバルな規模で紛争や戦争が絶えない。東アジア地域でも、日清戦争勃発前のような緊張関係が高まっている。これらの政治的状況は、カント著『永遠平和のために』(Immanuel Kant, *Zum ewigen Frieden*, 1795. 以下『永遠平和論』と略称)執筆時のような情勢にあり、現代社会は、カント平和論の再登場を求めているように思われる。他方、現代は、複雑なグローバル化の時代であり、カントの永遠平和の理念や理論がそのまま通用するわけではない。例えば、「商業精神は戦争とは両立しえないものであり」(VIII, 368)、地球規模で利益の調和を産み出すというカントの主張は、現代社会では戦争や紛争、冷戦下でも「死の商人」を産み出す結果となり、その有効性が否定されてきた。またグローバリゼーションの歪みや文化多元主義の高揚が、そして「アメリカ第一主義」を標榜するトランプ新大統領の登場が、カントの世界市民主義の理念の実現を困難にさせている。

したがって直面する課題は、カントの平和論が現代社会の帰趨を予見していた点を見定め、同時にカント平和論の枠組みを超えた現代的課題を確定する二重の観点から『永遠平和論』を再検討することにある。本稿では、これらの課題に取り組むための基礎作業として、第一に、『永遠平和論』が日本の哲学、特にカント研究に果たした意義と役割を解明する。第二に、日本における『永遠平和論』の論争史に立ち入り、社会的・思想的背景との関連から、その歴史的意義を解明する。第三に、日本の『永遠平和論』研究の今日的意義及び課題を明らかにする。

一 明治時代の『永遠平和論』の受容

1. 西周によるカント受容

カントの『永遠平和論』は、いつ日本に受容・翻訳・研究され始めたのだろうか。麻生義輝『近世日本哲学史』(近藤書店, 1937年, p. 68)によれば、「西周助は、(中略)この頃〔オランダ・ライデン大学留学中〕は、この「永久平和論」を知って、それを自由主義的、人権主義的に理解し、その立場からカントを論議したものと考えられる。幕末から明治の初年にかけて、カントの名は次第に学者の口頭に

上り、著書にも顕われてくるが、カントをルソー〔Jean-Jacques Rousseau〕、モンテスキュー〔Baron de Montesquieu〕等と並べて、全然自由主義、民権主義、半唯物論、功利主義の如く理解している。例えば、加藤弘蔵〔弘之〕の初期の著作の如きはそれである（「立憲政体略」慶応四年〔1868年10月23日明治に改元〕其他）⁽¹⁾。また、永田広志『永田広志日本思想史研究第一巻』（法政大学出版局、1967、p.261f.）によれば、西周が「幕命によってフィセリング〔Simon Vissering〕の『万国公法』〔中略〕を訳し〔慶応二年訳完成、刊行明治元年〕、法学の系統的移植に先駆した。彼が『万国公法』の序文（上表紙の形式における）で、カントの永久平和論の影響の下に書いた「方今、天下一家、四海一国」という思想は、当時の洋学者の見解を定式化した」⁽²⁾。

1875（明治8）年6月に刊行された『明六社雑誌』（第38号）所収の西周論文「人世三宝説 一」では、カント、フィヒテ（Fichte）、シュリング（Schelling）、ヘーゲル（Hegel）などドイツ古典哲学が紹介されている。冒頭部分では「欧州哲学上、道德の論は古昔より種々の変化を歴〔へ〕て今日に至り、終始同一轍に帰することなし。中にも囊時の説〔王山〈クイニグスベルグ〉の学派韓図〈カント〉の超妙純然靈智〈トランスセンデンタルライネンフェルニユンフト〉の説〕」⁽³⁾がなお盛んである、と紹介した。西周は、カントの超越論哲学に始まる観念論哲学よりも、オーギュスト・コント（Auguste Comte）の「実理学」（ポジチビズム positivisme）やベンサム（Jeremy Bentham）の「利学」（ウチリタリアニズム utilitarianism）のほうが新しい時代の哲学として相応しい、と見なした⁽⁴⁾。

他方、西周は『明六社雑誌』（第40号、明治8年8月）所収の「人世三宝説 三」の中で、文化の進展に伴い人間の社交的結びつきの領域も拡大することに言及して、「韓図のいわゆる無窮和平〔エトルナルピース〕と四海共和〔ワールドリーレパブリック〕とは姑〔しば〕らく哲家の夢想に付し」⁽⁵⁾と論評して、ここでもカントの永遠平和論に言及した。このカント理解がどの程度正確であるかは定かではないが、彼が『永遠平和論』に興味を示し評価した点は、この時期の他の哲学者には見られないことである。

2. 中江兆民のカント評価

中江兆民は『三酔人経綸問答』（1887年、明治20年5月、集成社）の中で、「ジャン＝ジャック・ルソーは、サン＝ピエール〔Abbé de Saint-Pierre〕の説にひどく賛成し、そのたくましい筆をふるって、サン＝ピエールの本をほめあげて言った、「これは世の中にどうしてもなくてはならない本だ」。その後、カントもまたサン＝ピエールの主張をうけつぎ、『永久平和論』と題する本をあらわして、戦争をやめ友好を盛んにすることの必要を論じました」⁽⁶⁾。同書の別の箇所でも、「サン＝ピエールが一たび世界平和の説をとなえていらい、ジャン＝ジャック〔ルソー〕がこれをたたえ、カントになるとますますこの説を展開して、それで哲学にふさわしい純理的性格を持つことができたわけです」とカントの永遠平和論の意義を称えた。中江兆民は、翌年『東雲新聞』（1888年、5月）掲載の「土著兵論」で、常備軍の廃止、土著兵（民兵）制を主張する記事を執筆し、そこでもカントの平和論を紹介した。これらは、西周の紹介と評価を除けば、日本で最も早くカント平和論の意義を評価した文献である。だが、中江兆

民のカント評価は、彼が在野の思想家であったため、アカデミーのカント研究者に影響を与えることはなかった。また、中江兆民がカントの『永遠平和論』を実際に読んだかどうかも定かではなく、彼がフランス留学中（1871-74）に師事したエミール・アコラス（Emile Acolas, 1826-1891）から得た知識であると思われる。だが、ドイツ語の読めなかった中江兆民がフランス語訳『永遠平和論』を読んだかどうかを含めて、今後解明すべき課題である。

他方、中江兆民とは対照的な『永遠平和論』の批判的評価もアカデミーに現れた。それは東京大学初代総理を務めた加藤弘之によるカント批判である。加藤は、『道徳法律進化の理』（博文館、1900年、明治33年）では、初期の自由民権思想から国家主義の立場に転向し、スペンサー〔Herbert Spencer〕流の社会進化論に依拠して、『永遠平和論』に対する否定的評価を加えた。「所謂宇内統一国が後世実に起こるべきや否やはカント氏（Kant）が永世平和論（Ewige Frieden）^{〔ママ〕}を唱へし以来漸く学者間の一大問題となれることにして或は必ず起こるべしと論じ或は決して起らざるべしと論じて今日に至る迄未だ一定せざることになる」（p. 171）。加藤弘之は、世界の平和的統一にかんするカントの問題提起が学者間の一大問題であることを認め、その可能性も認めている。しかし加藤は、カントの依拠する「道徳主義」（Moralprinzip）^{〔ママ〕}に依拠せず、利益主義に依拠した社会進化論の立場から世界統一の可能性を論じた。加藤説による『永遠平和論』の理解は、国際連盟と世界共和国との区別や世界市民法の理解が不正確で、彼のカント理解も雑駁で批判も的外れである。

要するに、当時の哲学研究者による『永遠平和論』に関する本格的な議論や論争は、まだ見られず、中江兆民を除けば、カントの問題提起に対する的を射た批評はなかった。

二 大正時代の『永遠平和論』をめぐる論争

1. 鹿子木員信のカント批判

この時期のカント研究を考察する場合、三つの要素を考慮する必要がある。第一に、大正教養主義の人格主義的思想やロシア革命の影響、その反動という時代状況が学問研究に影響を与えた点である。カントの『永遠平和論』研究にも、これらの影響を及ぼした。第二に、当時、カント生誕200年を迎えた1924（大正13）年の記念行事や出版の影響下にあった。『永遠平和論』の翻訳や紹介、研究書等の多数の文献の刊行は、こうした事情による。第三に、カントの三批判書や他の著作の翻訳や紹介、研究が進んだにもかかわらず、『永遠平和論』の研究成果はきわめて少ない点に、この時期のカント研究の特徴がある。

大正年間に公開された『永遠平和論』関連の論文は4本にすぎない。①鹿子木員信「カントの「永遠平和」を論ず」（『哲学雑誌』353号、1916年、大正5年7月号）②朝永三十郎「カントの永遠平和論の反面」（『哲学研究』60号、1921年、大正10年3月号）③朝永三十郎「カントの平和論に就て」（『哲学研究』70号、1922年、大正11年1月号）④友枝高彦「永遠平和の使徒としてのカントを憶ふ」（『丁西倫理会講演集』259輯、1922年、大正11年5月号）。そのうち考察に値するのは、鹿子木論文と2編の

朝永論文だけである。2編の朝永論文は、改訂・増補され1冊の単行書として刊行されたので、本稿では、この書物に即して朝永説の見解を吟味・検討する。

この時期のカント永遠平和論に対する研究者の評価は対照的であった。一方で、朝永三十郎著『カントの平和論』（改造社、1922）は、好意的なカント評価であった。この書物は、今日でも「カントの永遠平和論研究」の出発点の位置を占めている。他方、カントの平和論に対する否定的・消極的な評価もみられた。その典型的なカント批判が、鹿子木員信「カントの「永遠平和」を論ず」（『哲学雑誌』353号、1916年、大正5年7月号）である。鹿子木は、予備条項や確定条項などを否定的に評価した。鹿子木は、国内法、国際法、世界市民法のうち、後の二つの法が無力であるという理由により、「かくして永遠の平和は、永遠に不可能でなければならぬ」（pp. 48-49）、「カントの此の『永遠の平和』の一書は実に確立証明無き空虚なる理想—空想の上に築かれたる所謂空中の楼阁に等しきを思わざるを得ない」（p. 69）と批判した。鹿子木は、カントが第二確定条項の基礎づけに失敗したと解釈することで、「永遠の平和の否定即ち永遠の戦の肯定に終わっている」と結論する。鹿子木によれば、カントは、永遠平和が義務であるゆえんを少しも確立できなかっただけでなく、永遠の戦いを否定することができなかった。

だが、筆者の解釈によれば、鹿子木説にはカント理解に大きな問題がある。第一に、彼は、カントの「永遠平和の理念」の意味が正確に理解できていない。鹿子木は、カントによる平和の理念を直ちに現実的な提案と解釈した。第二に、彼は予備条項や確定条項の内容を誤解した。それは「カントはその一切の努力を以てして遂に永遠の平和を保障するを得ず、永遠の戦を否定するを得なかった」（pp. 54-55）という説に表われている。第三に鹿子木は、カントが戦争に反対した理由が道徳的自由に反するという根本的な点も見逃した。彼は、このカント論の前年に『永遠の戦』（同文館、1915年、大正4年）を刊行しており、カントから学ぶことよりも、カントの『永遠平和論』を論駁することを意図していた。

2. 朝永三十郎のカント評価

朝永三十郎『カントの平和論』は、鹿子木説とは対照的な永遠平和論の解釈を提唱した。朝永三十郎は、日露戦争及び第一次世界大戦以後の国際情勢と日本の国内情勢の両側面から政治的影響を念頭に置きながら、この書物を刊行した。

朝永のカント解釈の基本的視点は、第一に、『永遠平和のために』が体系的論述としてはきわめて不十分であるという点を指摘した上で、先達より優れた平和論を提唱し、その重要性や哲学的・倫理的な基礎付けの試みを適切に理解した点にある。第二に、カント平和論の正確な理解のためには『実践理性批判（*Kritik der praktischen Vernunft*, 1788）』『判断力批判』（*Kritik der Urteilskraft*, 1790）』『人倫の形而上学・法論（*Metaphysik der Sitten. Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, 1797）』、『世界市民的見地における普遍史の理念（*Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht*, 1784）』、『理論では正しいかもしれないが実践の役には立たない、という通説について（*Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis*, 1793）』等の諸著作と関係づけ解釈することが重要である、と指摘した（pp. 9-10）。この論点は、その後の日本の

永遠平和論研究の基本的な方法論となった。第三に、カント哲学の体系的観点から①「平和主義そのものの倫理的基礎づけ」、戦争は道徳的に悪であるという考察が行なわれている。②「永遠平和はいかなる制約の下に可能か」、どのような形態で実現されねばならないかという考察がなされねばならない。③「永遠平和は果たしてまたいかにして歴史の進行中に実現され得るか」について考察が進められる。朝永によれば、カント平和論の論述は、これら三段階の理解の仕方に区分され、本書では、第一段階が最も基本的な問いである。第四に、永遠平和の思想は、サブタイトルが示唆するように、「認識論、道徳論、法理論、及び歴史哲学の諸基礎思想が一点に複合して、彼の全体系を反映する」「ミクロコスモス」を形成する、「哲学的考案 (ein philosophischer Entwurf)」という試みである。

他方朝永は、カント批判として五つの主要論点を指摘した。第一に、①の観点は、『永遠平和論』では十分明らかにされず、そのため『人倫の形而上学・法論』の論述が平和論理解に不可欠である。第二に、カントは、予備条項が何故に永遠平和の消極的制約として必要であるかという問題を明らかにしたが、予備条項が如何にして体系的に導出されるかという問題には答えていない。第三に、確定条項にかんして、カントの国際国家ないし世界共和国の概念には矛盾がある。第四に、カントの論述には、個人主義と国家主義との間に矛盾が見られる。これは、カントが18世紀の個人主義に囚われていることによる。第五に、カントの国際連盟にかんする見解にも、国家主義と世界主義との間に矛盾がある⁽⁷⁾。

朝永説のように、カントの平和論を上記の諸著作と関連づけて積極的に解釈することは、筆者から見てもおむね妥当な見解であり、今日ではカント解釈の常識に属するが、当時としては先駆的な意義もっていた。朝永の『永遠平和論』研究は、西周、中江兆民、加藤弘之の平和論の論評を凌ぐ画期的な業績であった⁽⁸⁾。永遠平和論をめぐる対照的な評価は、当時の日本社会の風潮を表現していた。大正から昭和初期におけるカント解釈とその背景には、永遠平和論を含む日本のカント研究に対する評価の変遷とともに軍国主義的動向を映す鏡のような役割を果たした。朝永が永遠平和と政体とが密接な関係があり、共和制を前提として可能であると考えた点は、この時期のカント評価として出色である。

3. 桑木・安倍・船田の新カント派的解釈

日本でも長い間、『永遠平和論』は、時事的な論文とみなされ、今日のようにカントの平和の哲学の重要な意義をもつ論文とはみなされなかった⁽⁹⁾。しかし、この解釈は誤りである。カントは、批判期前から三批判書の執筆時期まで、一貫して平和の問題を念頭においていたからである。この点については、朝永説が、1750年代以降のカントの諸論文に関連して指摘した。カント生誕200年に刊行された安倍能成著『カントの実践哲学』(岩波書店、1924年)の「前篇 カント実践哲学概説 五 歴史哲学」では、次のように論じられている。「永久平和は実現せられぬかも知れない。それは理想であり、世界史に於いて生ずる出来事の価値を批判する標準になる。個人の道徳的問題、人類の歴史的発展は皆同じ目的、即ち、感覚界に於ける自由の実現をめざす。見えぬ教会、地上における神の国、個人の道徳的完成、諸国家の永久平和は無限の彼方に於いて一致する平行線の合点である」(p. 138)。この指摘は重要である。ただし、すでに朝永説でも同様の指摘があった。安倍能成は、朝永説に従っているように思われる。

それとは対照的な見解が、同じカント生誕200年記念刊行の桑木巖翼著『カント雑考』（岩波書店、1924年）の解釈である。本書所収「カントの政治哲学に就て」の論述で桑木は、『『永久平和論』は種々の点に於て其〔『道徳哲学』の〕所説を補ふもので此点は屢〔しばしば〕触れて置いた』（p.138f.）と述べて、『道徳哲学』を重視した。他方桑木は、「而して永久平和の観念は、本書〔『道徳の形而上学』〕に於ては實際的理想以上のものとして論述せられ、其の点に於いて彼は前著作に於てよりは一步進んで居る。併し、其の實際の実現に関する予言が、全く排棄されて居るのを見て、吾人は如何に懷疑主義が再び彼の精神に於て、強まって来たかを推察することが出来ると思ふ」（p.86）とカントを批判した。桑木は、『永遠平和論』が懷疑主義に囚われ、その結果、永遠平和の理念の実現を廃棄したと解釈した。だが、桑木は、その論証に必要な分析には立ち入っていない。他方、桑木巖翼著『カントと現代の哲学』（岩波書店、1917）第二篇第二章「六永久平和の理想」では、この理想に関して「此事は各公民が相団結して一大國家を形成し、其中の各員の間に何等争鬪を生ぜざることを予想する。此の如き状態はヴィンデルバントが〈平行線の交錯点〉と評した〈永久平和〉に他ならぬ」（p.300）と肯定的に述べている。

さらに船田享二の著作『カントの法律哲学』（清水書店、1923年）には、永遠平和論を論じた箇所がある。第一に、この書物の特徴は、随所で朝永三十郎著『カントの平和論』を紹介し、船田は永遠平和論の詳細な議論を朝永の書物に委ね、法哲学の観点から『人倫の形而上学』『永遠平和論』を参照するよう注意を喚起しており、朝永説と基本的に異なるわけではない。第二に船田は、『カントの法律哲学』冒頭からしばしばマールブルグ学派のコーエン（Hermann Cohen, *Begründung der Ethik*, 2. Aufl., 1910. *Ethik des reinen Willens*, 1904）の文献を引用し、コーエンの影響を受けたシュタムラー（Rudolf Stammler）の主著『経済と法（*Wirtschaft und Recht*, 2. Aufl., 1906）』も参照している。船田は、コーエンやシュタムラーらによる社会主義者としてのカントの思想に共鳴し、桑木とは異なり、マールブルグ学派の影響を強く受けた。彼は、「永遠の平和は、（中略）徐々に然も継続的にその実現への目標たる永遠の接近が為される理念に他ならぬ。この意味において、全国際法の究極の目標たる永遠の平和は、不可実行的理念というより、むしろ不可達成的理念（*unerreichbare Idee*）というべきである」、と主張した。船田は、永遠平和の理念が実行可能であると認めつつ、その達成が不可能な理念であると解釈する。この「不可達成的理念」という概念は、コーエンの著作『倫理学の基礎づけ』からの引用（S.45）である。

船田は、「第四 公法 七 世界公民法。永遠の平和」（pp.245-255）では、「カントは、国家法を論じて共和政の理念に達し、是よりして国際法に進んだのであるが、カントは是を以てその法律論の形而上学的原理を閉じて」いる、と述べている。船田説は、法哲学的観点から永遠平和の議論を肯定的に首尾一貫したものと解釈する傾向が強い。この点に船田説のカント解釈の大きな特徴がある。

ここで指摘すべき論点は、三つある。第一に、桑木巖翼による二冊の著作における永遠平和論の評価には相違がある。第二に、桑木は『カントと現代の哲学』では、ヴィンデルバントの解釈に依拠して永遠平和論を評価した。第三に、安倍能成による永遠平和論の積極的評価もまた、ヴィンデルバントのカ

ント解釈に依拠していた。筆者の解釈によれば、桑木巖翼は、「ヴィンデルバントから〈平行線の交錯点〉と評した〈永久平和〉」という引用部分を明記し、安倍能成は、「〈永久平和は無限の彼方に於いて一致する平行線の合点である〉という文章を引用符なしに自説として述べた。だが、この文章は、「ヴィンデルバントが〈平行線の交錯点〉と評した〈永久平和〉」と一致する。要するに安倍説は、桑木説と同様に、ヴィンデルバントのカント解釈に依拠していた。また、筆者の管見によれば、カントは『人間学』の中で、「世界市民社会のようなそれ自身（cosmopolitanism）不可達成的理念（unerreichbare Idee）は構成的原理ではなく、たんに統制的原理にすぎない」（VII, 331）と説明した。この点をめぐる議論は、その後研究者に継承され検証されることがなかった。

三 昭和時代における『永遠平和論』の評価の変遷

1. 社会主義者カントの評価をめぐって

大正時代以降、昭和時代前半まで、カントの永遠平和論研究は、日本社会の軍国主義化の影響もあり、徐々に衰退していく。その過程で注目すべき点は、新カント派の影響下にあったカントとマルクスの関連にかんする翻訳書刊行とその思想的影響である⁽¹⁰⁾。

大正時代のカント研究の特徴としては、カントとマルクス及びマルクス主義との関係を扱った論文や著作および翻訳の刊行にある。1917（大正6）年にロシア革命が勃発し、日本のカント研究にも思想的影響を及ぼした。シュルツェ・ゲーバニッツ（Schulze-Gaevernitz）『マルクスかカントか（*Marx oder Kant?*, 1909）』（大光閣、佐野学訳、1920）、A. デボーリン（Abram M. Deborin）『カントに於ける弁証法（*Die Dialektik bei Kant*, 1926）』（弘文堂、宮川実訳、1926）、土田杏村「カント哲学と唯物史観」（『中央公論』1924年12月）が刊行された。昭和に入ってもオスカー・ブルーム（Oskar Blum）『マルクス化とカント化（Max Adlers Neugestaltung des Marxismus, in: *Carl Grünberg's Archiv für die Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung*. 8 Jahrgang. 1919, S. 177-247.）』（同人社、波多野鼎訳、1927）、マックス・アドラー（Max Adler）『カントとマルクス主義（*Kant und Marxismus*, 1925）』（春秋社、井原紀訳、1931）、カール・フォアレンダー（Karl Vorländer）『カントとマルクス（*Kant und Marx*, 2 Aufl., 1926）』（岩波書店、井原紀訳、上、1937；下、1938）が刊行された。桑木巖翼「カント哲学と共産主義の理論」（『丁酉倫理会講演集』第275輯 大日本図書株式会社、1925年）や湯沢睦雄『マルクス乎カント乎』（湯沢睦雄刊、1933年）などの論考でも、当時の社会的状況の要請もあり、カント哲学や新カント学派の哲学は、マルクスやマルクス主義との連携や対決を求められていた。

例えば、早い時期に翻訳・紹介されたゲーバニッツ著『マルクスかカントか』の中で、著者は、「社会主義は最終目標に到達する日の祝日を思慕し、かの哲人〔カント〕の声を聞き、機会主義的御都合主義的の理論を斥くべきである。此努力の中にカントの教理たる「普遍平等なる世界市民の境地」—各人の自由は他人の自由と関連してのみ制限せられ」「もはや何人を盗まず、何人も特殊の利益に耽らざる

境地」が生きているのである」(p. 141f.) と述べる。さらに著者は、書名との関連に触れ、「独乙労働者を覚醒せしめたる人マルクスは暖き感謝を負いて墓に眠れり。人々よ彼の墓を超えて進め。永遠に生きる人カントと共に進めよ。ジョレー [マ Jean Léon Jaurès] の言えるが如く独乙社会主義の真の父はカントである」(p. 143)。また、訳者の佐野学が本書の翻訳の意図に触れたように、当時ドイツの社会主義者によるカントとマルクスとの比較論争は、原著者が「鋭利にカント的立場からマルクスを難じたるものとしては此『マルクスかカントか』を推さねばならぬ」(p. 3f.) という理由があった。この書物もまた、カントの『永遠平和論』や『人倫の形而上学』で論じられた「世界市民主義」の思想と歴史哲学に着目していた。

土田論文とアドラーの書は、カントとマルクスとの関連に着目する点で共通する。だが、アドラー説は、カントの立場を個人主義とみなし、その見解には否定的である。両訳書は、カントの道徳主義的見解を重視することによって、マルクス主義を修正する点でも同一傾向を示している。アドラーは、カントの歴史哲学のキーワード「非社会的社交性 (ungesellige Geselligkeit)」をマルクスの唯物史観における矛盾対立の概念と重ねて解釈する。ただし土田論文では、カント主義的な要素がまだ残っていた。

ブルーム『マルクス化とカント化』は、アドラー説に狙いを定めてゲーバニッツを含む修正主義を「倫理的社会主義は、(中略) わけても知識階級の社会主義である」(p. 132) と断罪する。加えて、1920年代から30年代の日本共産党のヘゲモニー争いや1931年満州事変の勃発、宣戦布告なき中日戦争の拡大(1937)など軍国主義の暴走が激化する。こうした政治的状況の影響もあり、カント及びマルクスとの関係に対する学問研究は、本格的な議論が深まる前に、軍国主義の荒波に飲み込まれ、日本社会は平和を語るることのできない時代に、そして戦争賛美の時代に突入しつつあった。日本帝国主義は、カントの『永遠平和論』を図書館の片隅に追いやり、平和主義や反戦思想は弾圧された。

2. 敗戦直後のカント把握

戦後の早い段階で刊行された注目すべき『永遠平和論』の研究は、高坂正顕著『世界公民の立場——カント「永遠平和の為に」の序説——』(『高坂正顕著作集第三巻』, 理想社, 1965年, pp. 181-223) が挙げられる。この論文の初出は『続カント解釈の問題』(理想社, 1949) に掲載された⁽¹¹⁾。高坂正顕は、田辺元らとともに教壇から第二次世界大戦の正当性を唱道した京都学派の主要なメンバーであった。高坂は、戦前にカントの永遠平和論の重要性を無視する対応を取ったが、敗戦後、「転向」とも見られるカント平和論の積極的評価が変わった。このことが、のちにカント研究の領域でも厳しい批判に曝されることになった。

この論文は、第一に、高坂の他のカント研究と同じく原文に忠実に解釈する内在的立場をとり、他方、従来の新カント派に依拠した解釈に批判的な立場に立つ点に大きな特徴がある。第二に、高坂は、カントによる「この戦争の防止と、人間性の開発の二つの目的こそ、普遍的なる人間国家の目的とするところであり、カントの歴史哲学の帰趨はここにある」(p. 188) と主張する。この点では高坂は、朝永説、安倍説、桑木説と基本的見解を共有する。第三に高坂は、国家公民法と国際法との総合として世界公民

法を解釈し、世界公民的体制による「人間国家は、一方からは国家連合と考えられるものであり、他方からは世界公民的な社会と考えられる」(ibid.)と論じた。第四に、高坂説は、カントが世界共和国と国際連盟とを区別する点に着目し、平和論の先駆者サン・ピエールやルソーが両者の区別を見失ったと批判する。高坂は、「永遠平和の為に」以降、カントは国際連盟が実現可能であるとしつつ、世界共和国は単に理念、あるいは課題とのみ考えていたと解釈する。

高坂の解釈は、従来のカント解釈とは異質であり、「永遠平和論」解釈の新たな視点を提示した。第一に、「カントが国家の問題を単に法の立場からのみ考えて、経済及び階級の問題が看過されていることである」(p. 222)。また高坂は、「新カント学派の人々が、カントを社会主義的に解釈しようとするのは行き過ぎであろう」(ibid.)、と新カント学派のカント解釈の枠組みを超えようと試みた。第二の問題として高坂は、「カントの戦争及び革命に対する思想」に矛盾を指摘する。第三に、カントの矛盾を克服するために高坂は、「カントの立場を越えて、法を創造するが故にまた法を否定しえるような、即ち法を否定する法の可能であるような立場が要求される」(ibid.)、と主張する。ではそのような立場とは、何であろうか。高坂は、「政治の立場にとっては、単なる理念ではなくして理念の図式化こそ大切なのであり、計画性と図式性を欠いたところに決して政治はあり得ないのである」(p. 223)、と提案する。この提案について高坂は、「理念の図式化」を「理念としての世界共和国と図式としての国際連盟」という見解を提起し、「世界公民法は、理念としては世界共和国を要求するが、現実にはむしろその消極的代用物その実現のための図式 Schematismus とも言うべき国際連盟を要求する」(p. 221)と主張した。だが、高坂は、「理念の実現のための図式化」にはなにも説明せず、本論考を締めくくっている。

筆者の見解によれば、高坂は、『純粹理性批判』における「概念の図式化」の働きである時間とのアナロジーに従って歴史的時間の図式化を構想しようと考えた。高坂は、実定法による歴史の進歩の過程を「理念の図式化」の歩みと解釈したのであろう。また高坂は、カント平和論の先達のサン・ピエールやルソーに対する批判が朝永説によって論じられたにもかかわらず、朝永説に言及していない。高坂が、西田幾多郎や田辺元と同僚であった朝永の文献を参考しなかった点は、筆者には不可解で奇異の念を禁じ得ない。

3. 小倉志祥説と片木清の高坂批判

その後、暫くの間、カントの永遠平和の理念をめぐる研究は進展しなかった。やがて、永遠平和と最高善との関連に踏み込んだ小倉志祥著『カントの倫理思想』(東京大学出版会、1972年)が刊行された。第三章第四節「摂理と倫理」の中で、著者は、カントの歴史観を自然の歴史と自由の歴史という二つの歴史解釈の立場から、「歴史論において、「道徳化」とそれに呼応する「善意志」を中心におくならば、非社会的社交性という原理ではなく自由という原理に即して人間歴史を見直さざるをえなくなる」(p. 346)と解釈する。だが、カント自身は「自然は人間の傾向性そのものに内在するメカニズムによって永久平和を保証する。もちろん、これは平和の未来を(理論的に)予言するほど十分な確実さを持って

いないが、しかし実践的見地においては十分である」(VII 368)と述べていた。

従来の研究者は、「永久平和を保証する」ものは何か。それは、真に保証しうるのかという疑問に答えようとしてきた。小倉説は、「永久平和を実現すべきであるという道徳的使命は摂理による保証の有無とは拘わりない」(p. 338)という解釈を主張する。「自然のメカニズムから解放された存在者としての人間の自然の歴史、自然のメカニズムではなく自由を原理として未来を志向する歴史の構造が問われなくてはならぬ」(p. 340)。この解釈によれば、「永久平和は本質的には、自然のメカニズムによる保証ではなく、「道徳的信仰」に基づいてのみ希望されうる」(p. 81)。小倉は、「永久平和の保証論は体系的歴史と自由の歴史の接点であり、従って一から他への移行点であると言ってよい。そこには摂理から倫理への道が示されている」(ibid.)と解釈する。人類は、自由と法理念に基づく共和制的社会を建設し、「ただ地上において可能な最高善(中略)に向かって連続的に前進し接近することによってのみ予見することができる」(pp. 352-353)のである。

筆者のみる限り、小倉説は、カントの歴史哲学的諸論考を精査して内在的で整合的な解釈を試みた。小倉は、カントの倫理想の頂点は最高善の理念であり、永遠平和の理念もそれに属する、と主張する。さらに小倉説によれば、「永久平和の保証」の可能性は、人間の道徳的自由にあるので、人類は定言命法に従って行為する努力が不可欠である。小倉説による「永久平和の理念」は、筆者のみるところ、あるべきカントの見解であって、現にあったカントの主張ではない。すでに確認したように朝永説は、「永久平和の保証」の可能性が自然のメカニズムと摂理との二つの要素にあることを指摘した。ところが小倉説は、永遠平和の実現の保証と可能性を人間の道徳的実践に依拠させたのである。

その後、『永遠平和論』の研究には、哲学研究者に限定されず、政治学・政治思想史等の専門家が関わるようになった。本稿では、次の二点の文献を取りあげる。一冊目は、マルクス主義的立場を鮮明にする『哲学と日本社会』(家永三郎・小牧治編、弘文堂、1978年)所収の片木清論文「「永久平和論」よりみたわが国におけるカントの受容について」(pp. 63-90)である。二冊目は、キリスト教徒の平和主義者・宮田光雄著『平和の思想史的研究』所収の「カントの平和論と現代」(創文社、1978年、pp. 137-199)である。

本稿で片木清論文を扱う主要な理由は、高坂正顕著『世界公民の立場——カント「永遠平和の為に」の序説——』を激烈に批判した点にある。片木説は、マルクス主義的立場から、次のような批判を加えた。第一に「高坂論文が、カントの不整合を解消せしめたと称する、図式論〔Schematismus〕的解釈はつまりこの倫理的目的論からのみ「永久平和論」を捉えようとしているにすぎない」(p. 83)。第二に「今一つの例として、「永久平和論」の一部をなすカントの革命論(抵抗権論)に関する、むしろ歪曲された解釈があげられる」(ibid.)。第三に「このような点〔根源的契約の原理〕に関しても、高坂論文にはカントの理念世界と現実世界の区別に関する視点がまったく欠落している」(p. 84)。片木説によれば、高坂の解釈は、カントの抵抗(革命)権論が、世界史的現実の容認あるいは現状秩序の維持への正当化の役割を果たしている。第四に「つまり「勝てば官軍」の論理、(中略)結局、暴力の合法化ないし政治の倫理化の論理につながるのである。この点からいっても高坂の解釈論は正に転倒してい

るといわざるをえない」(p.85)。片木による上記の高坂批判は、たしかに高坂のカント解釈の弱点の幾つかを突いている。ちなみに片木清は、「戦争に哲学的根拠を与え太平洋戦争に哲学的合理化を図ってきたこの著者〔高坂正顕〕が、「永久平和論」解釈を契機に一転して平和の哲学を世に問うに到ったその内面的経緯については、われわれはまったく知ることが出来ない」(p.81)と不信感を露わにした。片木清論文は、このような観点から、「わが国におけるカント「永久平和論」の受容が極めて不完全であり、未だに今後の課題である」(ibid.)と結論づけた。ただし筆者のみる限り、片木説は朝永の『カントの平和論』には立ち入っていないので、上記の結論には留保が必要である。

4. 宮田光雄説：キリスト者のカント評価

片木論文と同年に刊行された宮田光雄著『平和の思想史的研究』所収の「V カントの平和論と現代」(創文社、1978年、pp.137-199)は、さまざまな意味で片木論文と対照的な論考である。第一に、片木説が、宗教を否定するマルクス主義的立場に立つのに対して、宮田説は、熱心なキリスト教徒の立場からカント平和論の歴史的・今日的意義の可能性を探究するからである。第二に、片木説が、カント平和論の歴史的制約、言い換えれば、啓蒙主義的な個人主義の哲学者の制限を強調するのに対して、宮田説は、カント平和論のうちに積極的に神学的な意味を読みとり、カント哲学の普遍的意義を認めようとする。

次に宮田説によるカントの積極的評価を検討する。第一に宮田は、サン・ピエール、ルソー、ベンサム、フィヒテ、ゲンツ(Friedrich von Gentz)等他の平和思想家とカントの違いに着目して、「カントをとくに先行者たちから区別したのは、厳密な哲学的思考とともに、その非陶酔的な精神であった」(p.140)と評価する。第二に、「カント以前の多くの平和論においては、内政と外交との連関に十分な注意が払われていなかった。彼が、永遠平和の基礎条件に諸国家の憲法構造をとりあげたのは重要な新しい視点といえる」(p.151)と評価する。第三に、第三確定条項に関連して「世界市民法の理念は、個人に適用された場合、普遍的人権の必須の構成要素なのであり、国境を越えたすべての人間の平等と連帯とを意味する」(p.157)と評価した。第四に宮田は、永遠平和の保証と平和の主体にかんする論争について、独自の解釈を提示する。追加条項では、永遠平和の保証と平和の主体は自然のメカニズムないし「摂理」とされたが、次の「付録」では、平和は人間の道徳的義務とされた。カントのこの説明に矛盾があるという従来の批判に対して宮田は、「カントは、こうした未来志向的な《摂理》の確信に支えられ《相対的楽天主義》に立つことができた」(p.168)のであり、「アイケ・ヒルシュ[E. Ch. Hirsch]に従って神学的に定式化すれば、《神人協力》の問題としてとらえることもできよう」(ibid.)というキリスト教神学の立場から、カントの見解を整合的に解釈しようと試みる。

他方、宮田論文は、カントが平和実現のために、人類が絶えず努力すべき道徳的な定言命法が不可欠であることを認めつつも、「そうしたカント平和思想のもつ強さは、他方で弱点ともなっていないだろうか」(p.196)と疑問を呈する。その理由として宮田は、「カントが平和概念を法概念に限定し、永遠平和の前提として共和制を位置づけたとき、一般に自由が平和の必須の条件としてとらえられた。しか

し、それははたして平和の唯一の条件であろうか」(ibid.)という問いを投げかけ、その回答として「現代においては、南北問題の論議にみられるように、平和は社会正義の概念と相関的である」(ibid.)と主張する。要するに、カントの平和概念は、「この平和は社会正義という二つの要求を結合するには、(中略)たしかに狭隘すぎる」(ibid.)と批判し、カントの平和論の限界を指摘する。最後に、宮田は、「現代社会の平和の問題と取り組む場合にも、おそらく同じ意味においてカント平和論の問題提起を回避することなく、その思考様式を批判的に継承していくことが求められている」(p.197)と述べて、論文を締めくくっている。

宮田論文は、カントの内在的な理解に忠実であり、カント解釈に強引なところがない。だが、筆者のみる限り、永遠平和の保証と平和の主体にかんする論争点に「神の存在と神と人間の協力関係」を引き合いに出すことで、この難問を「解決」せず「解消」した。また宮田は、カントの平和概念の不十分性を立ち入って吟味・検討せず、論点を正義論に移行させている。ただし宮田は、社会正義の内実やロールズ(John Rawls)やセン(Amartya Sen)などの正義論に立ち入っているわけではない。この点で、宮田説は説得力が弱い、と言わなければならない。

四 『永遠平和論』刊行200年以後の展開

1. 『カントと現代』の評価の多様性

日本カント協会は、1995年第20回記念大会の主要行事にシンポジウム「カントと平和の問題」を実施し、その記録は、翌年末『カントと現代——日本カント協会記念論集——』(日本カント協会編、晃洋書房、1996年)として刊行された。本稿では、このテーマを扱った4編の論文の内容を紹介した後、筆者の批評を加えることにする。

濱田義文「カントと平和の問題」及び渡邊二郎「カント永遠平和論の意義——その思想史的根拠を中心として——」は、現代の社会情勢の中でもカントの主張は重要で有効である、と主張する。濱田説は、永遠平和の保証を「私は、それを歴史の圧力と解したいが、そうした人間の背後の客観的な力の後押しを受けて永遠平和は保証される」(p.19)と断定した。その際濱田は、永遠平和の保証を「歴史の圧力」と解釈し、それを「人間の背後の客観的な力の後押し」という不明確な言葉に言い換えて論述を終えており、カントの主張を吟味・検討せず、全面的に肯定する解釈を採用している。また、渡邊説もカントの見解を首尾一貫した主張として解釈する点で、濱田説と変わるところがない。両説の論述上の違いは、渡邊説が、「永遠平和の保証」の内容について「自然による永遠平和の保証が確実であるのならば、人間は、平和への努力をする必要がなくなってしまうであろう」(p.27)という疑念を示し、この疑念を解消するためにカントの説明を補足し首尾一貫した説明を試みる点にある。だが、渡邊の主張する「人類が、永遠平和に向けて、果てしなく努力すべき課題を背負った存在者であることを明確に自覚させた点」にのみ、永遠平和論の不朽の意義があるとすれば、それは余りにも貧しい内容にとどまる。戦争や動乱、大規模なテロ等が多発する現代社会に、カントの永遠平和論からどのような今日的な意義を読み

取りうるのか。いま、永遠平和論の現代的意義を語るなら、この論点に応えることが必要である。

量義治「カント永遠平和論のパラドックス」は、冒頭で「永遠平和はこの世界においては実現不可能であると思われるのに、なぜわれわれはそれを追求しなければならないのであろうか、という疑問に答えようとするものである」(p.36)、と論文の狙いを述べている。量は、この疑問を「カント永遠平和論のパラドックス」と呼ぶ。量は、この狙いを明確化するため、永遠平和と最高善との関係に着目し「永遠平和をめぐるこのパラドックスは論争のやかましい最高善をめぐる議論と深い関わりがある」(p.40)と解釈することによって、最高善をめぐる議論に立ち入る。次に、最高善の概念には二つの意味がある、と主張されている。即ち、「人倫的・共同体的最高善は、(中略)そのなかには政治的・共同体的最高善も含まれるのである。人倫的・共同体的最高善は政治的・最高善〔永遠平和〕として具体化されなければならない」(p.45)。さらに量説は、政治的・最高善にも二重の意味があるという解釈を採用して、「カントの永遠平和論は主として政治的に、すなわち世俗的・内在的に論じられているが、最高善一般の扱い方において見られるように、神学的・超越的にも論じられる必要がある」(p.48)という新たな解釈を提示する。量説によれば、この解釈によって初めて「カント永遠平和論のパラドックス」は解決される。

量説は、カントの永遠平和論のいわば躓きの石を神に対する信仰を持ち出すことによって克服しようとする試みである。この見解は、濱田説も渡邊説も十分論じることのできなかつた課題を解決したように見える。だが、筆者のみる限り、無教会派・クリスチャンの量義治による永遠平和論とその難問の解決の仕方は、カントの主張とは異質である。量説は、カントが理性の自律に基づく人間の努力を再び神の信仰とその働きに還元する結果となった。この点では、量説は、宮田説と共通するように見えるが、宮田説とは異なり、量説は、「神と人間との協力関係」を否定する。なぜなら、宮田説のようなカント解釈は異端の半ペラギウス派の見解に与することになるからである。

最後の論文、三島淑臣「後期カント政治理論における平和の問題」は、法哲学の専門家として、永遠平和実現のための世界的規模の法的、政治的機構形成の問題としてカントを解釈する見解を示した。また世界秩序論の法哲学的基礎は、「自然状態から公民(市民)状態へというカントの法的=人倫的移行の論理は、必然的に世界公民(市民)体制(世界大の政治秩序)の形成というものを要請する」(p.59)。したがって三島説によれば、「カント法哲学は、国家法論では完結せず、世界秩序形成にかかわる国際法論、世界公民法論を不可避的に含み、この最後のものによって、初めて完結する」(ibid.)。

次に三島説は、世界秩序形成の具体的構想に立ち入る。三島によれば、カントによる世界秩序形成の具体的構想は、「一種のアンビヴァレンツを示している」(p.60)。それは、①全般的国際国家ないし世界共和国か、②それとも単なる諸国連合かについて、カントが最終的決着を付けていない、という疑問である。カントは晩年になると②の観点が強まるが、①の観点が全く消え去ったわけではない、と三島は解釈する。しかも、「①の観点こそ、自然状態からの脱出の人倫的必然性を説き、最大の自由と不可抗の強制との結合を強調していた彼〔カント〕の法哲学の必然的帰結であるはず」(ibid.)だからである。現実の主権国家が自由の原理に忠実とは限らないのだから、「カントの法哲学の論理では、自由の

原理を取る（そして、現実の主権国家を否認する）か、強制の原理を取る（そして、自由抑圧的な国家権力に従う）か、という二者択一を適切に解決する方法は無くなってしまふ」（p.61）。カントの理論によれば、両原理の要請をともに満たす歴史的現実が存在しないのだから、カントによる解決は不可能となる。そこで三島は、永遠平和論の理論的再構成を提案する。第一に「カントが（中略）採用したホッブズ的な「国際関係＝自然状態」という観念は、現代的視点から根本的に修正する必要がある」（p.65）、第二に「規範的体系モデルを再構築する必要がある」。第三に「新たな歴史哲学的理論（社会科学、特に経済学の成果を十分に織り込んだ歴史発展の一般理論）の構築が不可避で」あり、そのためには、「カント実践哲学の根底に存する感性―理性の二元的分離を有効に再統合するような視点が導入される必要があろう」（ibid.）。

三島論文は、他の三つの論考とは異なり、カントの永遠平和論の枠内では、「一種のアンビヴァレンツ」を克服できないと解釈し、もはや現代的課題に対応できないと主張する。したがって三島は、永遠平和論の現代的意義を見出すとすれば、批判哲学の枠組みを再構成することによってのみ可能となる、と提案する。筆者は、カントの永遠平和論の内在的解釈にとどまる限り、現代的課題に対応できないと主張する点には基本的に賛同する。ただし筆者は、三島説のカント批判の前提的議論には多くの誤解が存していると考ええる。

2. 21世紀の『永遠平和論』の評価をめぐって

最近15年間に刊行された『永遠平和論』の本格的な研究書は、数点に限定される。宇都宮芳明『カントの啓蒙精神 人類の啓蒙と永遠平和にむけて』（岩波書店、2006年）と芝崎厚士『日本の国際関係認識 ― 朝永三十郎と「カントの平和論」』（創文社、2009年）である。だが、国際関係論・政治学者の芝崎説は、実質的に朝永の『永遠平和論』の検討によって論述内容がほぼカバーされているので、本稿では省略して、前著のみに考察を限定する。

『カントの啓蒙精神』の著者は、カントの啓蒙思想の今日的意義を積極的に評価する立場から「平和論」を考察している。著者は、自著執筆の意図について、こう語っている。「カントの啓蒙精神を、カント哲学の全体にわたって明らかにする（中略）。われわれは、永遠平和を実現するためにも、カントの啓蒙精神がどのようなものであったかを理解し、それを受け継ぎ、人類の将来のために、これをさらに次の世代へと伝えていくことが必要ではないか。本書はカントの啓蒙精神を現代において再興したいという、著者の願いを込めた書物である」（p.vii）。

宇都宮の本書執筆の狙いと動機は、この文章に集約されている。第一に、注意すべき点として宇都宮は、現代社会が啓蒙された時代から退化化したという危機感に根差しており、啓蒙精神の再興が必要であると強調する点にある。この指摘に筆者は大いに共鳴する。第二に宇都宮は、カントの啓蒙精神と永遠平和論の思想が不可分であることを適切に指摘した。この論点は、従来の『永遠平和論』研究では殆ど重視されてこなかった。筆者は、『カントを読む ポストモダニズム以降の批判哲学』（岩波書店、2003年、岩波人文書セレクション、2014年）で、ポストモダニズムに対する批判を展開する中で、現

代社会が退化化し、21世紀の日本がプレモダンとポストモダンの狭間にあることを指摘して、現代日本の危機を訴えた。宇都宮説もまた、この現代の危機的状況と関連して永遠平和の重要性を訴えたのである。

だが、この書物には不十分な点も少なくない。第一に、『永遠平和論』に直接言及する論述は意外に少なく、全7章のうち最終章「歴史と文化 — 永遠平和と啓蒙の完成」(pp. 201-255)に限定されている。第二に、宇都宮の主題は、「啓蒙精神の再興」のために、「啓蒙精神の再興」と永遠平和の理念が不可分であることを示す点にあり、永遠平和論の本格的な吟味・検討が主題ではなかった。第三に、この点から見れば、この書物が『永遠平和論』及び関連の歴史哲学的論考についても、内在的紹介に終始した理由が分かる。

この書物の主要特徴は、第一に、カントの内在的な解釈と説明に終始し、カント批判や研究史にはほとんど立ち入っていない。第二に、『永遠平和論』の議論には、この傾向が強く、過去の国内外の研究文献に対する考察や検討が見られない。第三に宇都宮説には、無視できない独自の解釈の視点が見られ、カントの論述に著者の解釈を挿入する論述方法を採用しているので、読者は見落としかねない重要な見解が存在する。まず、宇都宮説は、カントに即して「永遠平和の到来を保証する」ものは、「自然であり」、自然は人間の不和(『普遍史の理念』では「非社会的社交性」、『永遠平和論』では人間の「利己的傾向性」)を善い市民になるよう強制されているというカントの主張に注目する。また宇都宮説によれば、「利己的傾向性は、平和の実現を阻害するどころか、むしろそれを促進する契機となりうる、というのがカントの主張なのである」(p. 217)と解釈する。

だが、筆者によれば、宇都宮説には幾つかの吟味すべき重要な問題がある。第一に、宇都宮説による『宗教論』の解釈では、「永遠平和の最終的な実現は、もはや政治的な手段によってでは不可能で、『宗教論』に示されているように、神が課した「人類の人類自身に対する義務」を順守し、「徳の法則に従う普遍的共和国」の実現にむけて努力することによってのみ、その到来を希望できるというのがカントの考えであった」(p. 199)。つまり、この説明では、「永遠平和」は信仰上の希望の対象であり、その実現の保証は神である。第二に、他方、宇都宮は、「永遠平和」は人間の道徳性にあり、非社会的社交性や不和がそのための手段として利用されると解釈した。ここには宇都宮説の不整合がある。その主要な理由は、宇都宮がカントの主要著作を個別的、内在的に解釈して説明する点にある。第三に、宇都宮説の独自性は、「永遠平和」の実現の主体及び働きを人類の道徳性に求めた点にある。しかも『宗教論』の解釈に従って、宇都宮説は、カントが「倫理的共同体」と呼んだ「徳の法則に従う普遍的共同体」を「普遍的な世界市民的状态」と言い換えるのである (p. 224)。

宇都宮説は、宮田説や量説とも異なり、カントの道徳神学をどこまでも人間の道徳主義的な立場から解釈し、「永遠平和」とその実現を人類の啓蒙のプロセスの延長上で解釈する。この点に、宇都宮説によるカントの啓蒙のプロジェクトと現代の啓蒙の必要性和普遍性に「永遠平和」の実現のプロセスを重ね合わせて解釈する根本的意図がある。ここにも、温厚なカント主義的な著者の思想的な狙いが明確に現れている。実際、著者は、「カントが永遠平和の理念を掲げたのは、たんに人類が(道徳的に向上す

ることなく)動物の一種として生き延びるためではなく、いつかは人類が道徳的に完成し、「最高の人倫的善」が地上に実現するのを願ってのことであった」(p.225)、とカントの意義を最大限評価する。筆者もあるべき「永遠平和論」の一つの可能性として、宇都宮説を評価したい。ただし宇都宮説の弱点は、上記に指摘した点に加えて、カントの議論の不整合な論点や研究史の論争点を顧慮せず、『永遠平和論』の妥当性を厳密に検討する手続きを怠った点にある。

加えて宇都宮芳明の著作にも、明治以降20世紀に到る『永遠平和論』の重要な研究文献の朝永三十郎著『カントの平和論』に関する言及がまったくなく、参考文献にも挙げられていない。この点でも、日本における永遠平和論の研究蓄積という観点から見て、他の多くの研究文献と同様、朝永説の解釈段階から大きく進展していない結果が明らかとなった。

結 論

本稿では、150年に及ぶ日本における『永遠平和論』の受容・解釈・論争の歴史を考察してきた。これらの動向と特徴は、つねに国際的・国内的な政治的・社会的情勢及び欧米の諸科学の進展による影響下にあった。カントの『永遠平和論』及び歴史哲学に関する諸論考の研究史は、このように総括することができる。

まず、以上の考察によって解明した事実を列挙する。第一に、『永遠平和論』の受容・解釈は、初期段階から今日に至るまで、多くが内在的研究の立場を採用し、その積極的意義を評価する点に特徴があった。「カント礼賛」に近い論述の著作や論文も稀ではなかった。第二に、その際、カントの生きた時代状況と著者・筆者の生きた時代や社会との根本的相違に留意しない研究が多いという特徴も指摘した。これは、カント研究に限ったことではなく、日本の哲学研究のもつ制限であり、通弊でもあった。第三に、これらの見解や立場とは反対に、カントの平和思想を「非現実的な夢にすぎない」と一蹴する立場もある。この立場もまた、日本の哲学研究の通弊である。第四に、『永遠平和論』の最大の論争点は、永遠平和の理想とその実現可能性に関する問題にある。この問題については、カントの内在的解釈の立場は、その首尾一貫性に腐心し、他方、カントの主張を批判的・否定的に評価する解釈もまた、ここに『永遠平和論』の克服不可能な問題点や矛盾を見出してきた。

次に筆者の解釈を踏まえて、主要な論争点を確認する。①『永遠平和論』における「世界共和国」ないし「世界国家」の説明は、他の著作、特に『人倫の形而上学』における永遠平和の理念にかんする説明と矛盾しているのではないか。②カントは永遠平和の実現の可能性を哲学的に確信していたか。それとも、それは信仰上の希望の対象にとどまるのか。③永遠平和の実現を保証するものは何か。それは神ないし摂理か、自然の意図・メカニズムか、それとも人間の道徳的実践によるのか。④カントは、『永遠平和論』の中で、なぜ「世界共和国」の代わりに、その消極的代用物として「国際連盟」を提案したのか。この見解は妥当か⑤『永遠平和論』と正義の問題との関係は、どのように解釈すべきか。⑥カントの永遠平和論の諸見解は、現代では無用になったと結論すべきだろうか。

筆者は、『永遠平和論』の今日的意義が次の点にあることを明らかにした。第一に、『永遠平和論』は現代の正義論と不可分である。第二に、『永遠平和論』の思想は正義の名の下で平和を破壊する戦争がグローバルな正義の観点からも許されない。第三に、今日正義論は、多様な観点から議論され、「正義論の戦場」状態にある。英米系哲学の影響により政治哲学や正義論との関連からカント哲学を研究する者も少なくない⁽¹²⁾。『永遠平和論』の解釈と評価の変遷もまた、これらの動向と軌を一にする。

最後に、以上の考察から『永遠平和論』には、現代の状況から見て多くの制限や解決困難な課題があることも明らかになった。主要論点を列挙して、本稿を締め括ることにする。

第一に、グローバル化は永遠平和の道筋を適確に提示できるか。そのプロセスでは、国際政治や世界市場のもつ複雑な力学が平和に向けたカントの政治的メカニズムの効果を失わせているからである⁽¹³⁾。

第二に、カントは、法を遵守する国家相互の関係だけが武力によってではなく、影響力によって平和を拡大できる唯一の方法であると考えた。だが、この解決策は、カントの主張する「訪問権」ともかわる難民や移民の受け入れ問題、また寛容の限界や非リベラルの体制との関連から見て、大きな制限があるのではないか。グローバル化は永遠平和を保証する世界市民主義と結びつかず、特定の共同体や文化・宗教の差異等を抑圧するからである。民主的国家・民主的な国際関係がどのようにして法の支配に基づく普遍的秩序を構築できるのだろうか。

第三に、21世紀の戦争や紛争、テロの形態が、カントの時代とは大きく変質した。その結果、平和の実現の戦略・戦術は、きわめて複雑化し不可視となった。カントの『永遠平和論』の理念を実現するためには、まず平和実現に向けた政治的・経済的・社会的諸条件を構築し、ローカルなレベルから国家間の富や権力の非対称性を克服することが必要となる。だが、ISによる野蛮な暴力や「アメリカによる平和」(pax americana)やロシアなどの国家暴力を排除して、カント的な平和の理念に近づくことができるだろうか⁽¹⁴⁾。

第四に、カントの『永遠平和論』が目指したような「世界市民主義」の実現のためには、世界規模で発生する難民問題が生み出した個別の国家による人権の保証は困難であり、この事態は国際社会の協力によって、初めて解決可能となる。このことは、カントが構想した国際連盟(今日の国際連合)だけでは困難であり、道徳的・法的権利によって裏付けられた国際法の制限を超えた世界市民法の課題になる。そのためには、より強固な国際司法裁判所の設立が求められる。

第五に、これらの課題を克服して、「永遠平和」の理念を実現可能にするためには、文化多元主義的な世界市民主義の立場から政治的・経済的・環境的な正義の実現を着実に進めるという困難な道筋を示しうる成熟した市民・国家・国際社会の実現が不可欠となるであろう⁽¹⁵⁾。

※ カントからの引用は、慣例に従ってアカデミー版カント全集の巻数をローマ数字で、また頁数をアラビア数字で表わし本文中に記載する。

注

- (1) 麻生義輝『近世日本哲学史』(近藤書店, 初版 1937 年, 1942 年) の記述 (p. 68) によれば, 西周や親友の津田真道のカント理解は, 上記のようなレベルであった。なお, 加藤弘蔵〔弘之〕の文献に就いては, 詳細は不明である。なお, 引用文中の〔 〕カッコは, 以下, 引用者による補足である。また, 近代以降の日本におけるカント哲学受容史の全体像とその課題については, 筆者が次の文献で詳しく論じたので, 併せて参照されたい。牧野英二編著『東アジアのカント哲学 日韓中台における影響作用史』(法政大学出版局, 2015 年, pp. 3-112, 223-256.)
- (2) 『永田広志日本思想史研究 第一巻』(法政大学出版局, 1967 年, pp. 260-261. 初版, 1938 年)。
- (3) 『明六雑誌』(下), 岩波文庫, p. 249.
- (4) 小坂国継『明治哲学の研究 — 西周と大西祝 —』(岩波書店, 2013 年, p. 126 を参照)。なお, 小坂説は, 「その〔西周の〕永久平和論の内容は, カントのそれとはまったく異なっている。カントにおいては永久平和は世界市民法 (Weltbürgerrecht) の見地から解かれているのに対して, 西の場合は, 造物主 (西は「上帝」とか「天翁」とか呼んでいる) の摂理にもとめられている」(ibid.) と説明している。だが, 厳密に言えば, この解釈は正しくない。なぜなら, カントもまた, 「永遠平和の保証」に関連して, 「摂理」という概念を使っているからである。この論点については, 本稿で詳しく立ち入っている。
- (5) 『明六雑誌』(下), 岩波文庫, p. 300.
- (6) 中江兆民『三酔人経綸問答』(1887 年, 明治 20 年, 5 月, 東京集成社) 岩波文庫版 (訳・校注・桑原武夫, 島田虔次, 1965 年, p. 50 及び p. 52)。
- (7) 朝永三十郎『カントの平和論』(東京 改造社, 1922 年, 236 頁)。
- (8) 「カントの ewig に対しては, 多くの場合, 恒久, 而して時には永久, 永恒等の訳語が用いられて居るが, 併し, 本文中に説明してある zeitlos geltend の意味を表すには永遠なる学語が慣用されて居るから之を用いた」(朝永三十郎『カントの平和論』(東京 改造社, 1922 年, 改訂版, 1947 年, p. 6.)。彼の見解は, 実に明快で的確である。その主要な理由は, 恒久, 永久, 永恒等の訳語とカントの「永遠平和」の理念が結びつかないからである。「永久」には, 長く久しい, いつまでも長く続くという時間的な意味が含まれている。他方, 「永遠」という日本語には, 無時間的な存在の性格を表す意味がある。カントの『永遠平和論』の永遠平和の理念は, カント自身が明言するように, 歴史のある時点で実現するものではないのであるから, 「永久平和論」という訳語は不適切である。それにもかかわらず, この訳語については, その後の訳者のすべてが「永遠」を採用しているわけではなく, 依然として「永久」という訳語を使用している場合が少なくない。
- (9) カント著『永遠平和のために』の日本語訳は, 管見のかぎり, 以下の 12 種類がある。
- ① 相馬政雄訳『永遠の平和 カントの永久平和論』(東京 弘道館, 1918 年) 所収。英語訳からの重訳による『永遠平和のために』の日本語訳が「附」として収録されている。
 - ② 高橋正彦訳『永遠平和のために』(国際連盟協会, 1924 年)。
 - ③ 高坂正顕訳『一般歴史考 其他』(岩波書店版カント著作集, 第 13 巻, 1926 年) 所収。
 - ④ 船山信一訳『永遠平和の為に』(十一組出版部, 1946 年)。
 - ⑤ 高坂正顕訳『永遠平和の為に』(岩波文庫, 1949 年。岩波版著作集所収の訳書の底本は, レクラム文庫であったが, 本訳書は, アカデミー版カント全集による改訳)。
 - ⑥ 土岐邦夫訳『世界の大思想 11』(河出書房新社, 1965 年) 所収。
 - ⑦ 宇都宮芳明訳『永遠平和のために』(岩波文庫, 1985 年)。
 - ⑧ 小倉志祥訳『歴史哲学論集』(理想社版カント全集, 第 13 巻, 1988 年) 所収。
 - ⑨ 石井健吉訳『カントの永久平和論 史的解説と本論』(カンパベル・スミス著, 近代文藝社, 1996 年)。
 - ⑩ 遠山義孝訳『歴史哲学論集』(岩波書店版カント全集, 第 14 巻, 2000 年) 所収。
 - ⑪ 中山元訳『永遠平和のために/啓蒙とは何か 他三篇』(光文社古典新訳文庫, 2006 年) 所収。

- ⑫ 池内紀訳『永遠平和のために』（集英社、2007年）。この訳書の特徴は、訳文が正確さよりも、一般大衆向きに砕いた日本語で訳されている点にある。こうした訳書が刊行された背景には、カント平和論の大衆への広がりとみてよい。
- (10) ちなみに、西田幾多郎は、昭和11年（1936年）に、マルクスの『資本論』を書店に注文している（『西田幾多郎全集』第17巻、『日記』pp.545-547）。
- (11) 本書からの引用は、すべて戦後刊行された『高坂正顕著作集』第2巻（理想社、1954年）に依っている。ちなみに、高坂正顕のカント論考には、他に『カント解釈の問題』（弘文堂書房、1939年、昭和14年）などの秀作がある。この書物は、『続カント解釈の問題——法と歴史の諸理念』（弘文堂書房、1949年、昭和24年）や他のカント研究論文とともに『高坂正顕著作集』第3巻（理想社、1965年）に収録されている。
- (12) 筆者は、主としてポグゲ（Thomas Pogge）の正義論やセン（Amartya Sen）の正義のアイデアを念頭に置いている。これらについては、本稿で立ち入る余裕がないので、次の文献を参照されたい。牧野英二『「持続可能性の哲学」への道』第12章。Cf. Michael Boylan (ed.), *The Morality and Global Justice Reader*, Westview Press, 2011.
- (13) トランプ米大統領の言動による世界平和に対する危機感の高まりについてアメリカの科学誌『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティストズ』（Bulletin of the Atomic Scientists）は、2017年1月26日「世界終末時計」を30秒進め、残り2分半とし、その理由として「トランプ氏は核兵器の使用や拡散について不穏な発言をし、気候変動についての科学的な合意を信じないと表明した」点を挙げ、世界環境が悪化していると伝えている（『日本経済新聞 電子版』2017年1月27日付）。
- (14) 平和の実現と戦争との関係については、かつて言及したように、戦争を政治の一環と捉えるか、それとも政治の破綻と捉えるかによっても、その解釈が異なる。この論点については、下記の拙著の267頁以下を参照されたい。牧野英二著『カントを読む 岩波人文書セレクション』（岩波書店、2014年）。
- (15) Vgl. Eiji MAKINO, Weltbürgertum und die Kritik an der postkolonialen Vernunft. In: S. Bacon, A. Ferrarin, C. La Rocca, M. Ruffing (Hrsg.), *Kant und die Philosophie in Weltbürgerlicher Absicht*. Bd. 1., Walter de Gruyter, 2013, S. 321-337.

付記 本稿は、中華人民共和国・広州中山大学人文科学学院哲学系における招聘講演（2015年11月16日）用の原稿に加筆・修正を加えた論考である。なお、招待講演原稿は、『中山大学学报 社会科学版』（2016年11月〔第56巻〕第六期，pp.103-116）に掲載されている。

Kant's Philosophy and the Pursuit of Peace:

A Study on Kant's Theory of Perpetual Peace in Japan and Related Challenges

Eiji MAKINO

Abstract

Today wars and conflicts remain ongoing on a global scale, and the political situation in East Asia is as tense as it was before the outbreak of the Sino-Japanese War in 1894. The current world situation appears to require a re-emergence of the perpetual peace envisioned by Immanuel Kant in 1795. However, his philosophy and theory of perpetual peace are no longer valid in their current form against the background of today's globalization and the resulting intricate intertwining of international relations. Accordingly, this paper reviews the theory of perpetual peace from the perspectives of (1) ascertaining whether the theory predicted the general trends observed in modern society, and (2) identifying contemporary issues that extend beyond the framework of the theory. The paper first elucidates the significance and roles of the theory in philosophical studies in Japan, with focus on those of Kant. This is followed by a discussion on the history of controversies over the theory in Japan and a look at their historical significance in relation to social and ideological backgrounds. The paper then clarifies the significance of studies on the theory of perpetual peace in Japan in the present context and outlines related challenges.

The following major points of discussion are addressed here: (1) whether Kant's argument regarding a world republic in the theory of perpetual peace contradicts that regarding the philosophy of perpetual peace described in his other treatises, particularly "The Metaphysics of Morals"; (2) whether Kant was philosophically convinced of the feasibility of perpetual peace or whether such feasibility was an expression of religious hope; (3) the question of what guarantees the realization of perpetual peace: (a) God or providence, (b) the intention of nature (Naturabsicht) or natural mechanisms, or (c) moral practice by humans; (4) why in the theory of perpetual peace Kant proposed a league of nations as the negative surrogate of a world republic, and whether the argument is rational; (5) how the relationship between the theory of perpetual peace and issues of justice should be interpreted; and (6) whether the views expressed in the theory are still useful today.

Lastly, the paper clarifies the significance of the theory of perpetual peace in the present context as follows: First, the theory is inseparable from today's theory of justice. Second, ideas about the theory do not allow holy war — which destroys peace in the name of justice — from the perspective of global justice. Third, a theory of justice has been examined from a variety of perspectives, which has in turn made the subject a battlefield for discussions. In any case, studies and assessment of the theory of perpetual peace offer some important ideas for the peace and stability of the international community.

Keywords: Kant's philosophy, perpetual peace, peace theory in Japan, theory of justice